

福岡県公報

平成24年6月1日
第3399号

目次

告示(第975号-第987号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 2
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 3
○保安林の皆伐面積の限度の公表	(農山漁村振興課) …………… 4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6

公告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 6
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 7
○落札者等の公示	(システム管理課) …………… 10
○落札者等の公示	(システム管理課) …………… 10
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課) …………… 11
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課) …………… 11

公安委員会

- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) …………… 11
- 情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示(警察本部総務課) …………… 12

告示

福岡県告示第975号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年4月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人みんなの笑顔
- (2) 代表者の氏名
柳生 秀樹
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡市東区筥松2丁目6番29号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者や地域住民等に対して、障害者及び高齢者の自立支援及び社会参加支援として、農作物栽培を行うほか、各種教室を開催する事業を行い、地域の障害者及び高齢者福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第976号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10

条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年4月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本マニフェスト協会

(2) 代表者の氏名

宅嶋 徳治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区博多駅前四丁目33番-11-503号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、一般社会人に対して、環境保全に関わる建築解体廃棄物のリサイクル及び適正処理等の研究・啓発・教育事業等を行う。また、地球温暖化防止等の為の相談や市民・企業・行政のネットワーク構築、並びに、リサイクル事業の実践を行い、広く社会に貢献することを目的とする。

(変更後)

この法人は、一般社会人に対して、環境保全に関わるすべての事柄に関して研究・啓発・教育事業を行うことにより、地球温暖化を防ぎ、人と自然の調和を目指す活動を行う。また、市民・企業・行政のネットワークづくりを行いながら、都市と自然との調和を目指し自然エネルギー活用の普及促進、ニューメディア製品活用の普及促進、解体サポート事業による再資源化等のエコ活動の実践、犯罪・非行歴のある人の社会復帰・就労支援のための教育事業を行い、広く社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第977号

嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年

法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
実藤 重徳	嘉麻市中益 354 番地
野見山 輝久	〃 〃 155 番地
武田 重富	〃 大隈 367 番地
武田 凜	〃 〃 252 番地
縄田 穎一	〃 馬見 596 番地
田中 義之	〃 椎木 307 番地 1
瀧下 泰幸	〃 屏 55 番地 4
岩下 敏行	〃 椎木 100 番地
縄田 忠實	〃 馬見 581 番地
鎌田 寅雄	〃 〃 157 番地
靱井 英雄	〃 屏 1456 番地
大塚 國光	〃 宮吉 166 番地
樺 司	〃 桑野 4246 番地
大里 修二	〃 〃 3199 番地
實岡 耕一	〃 宮吉 127 番地
大里 健次	〃 桑野 3185 番地
熊本 富美男	〃 上 88 番地
小路 太吉	〃 小野谷 791 番地
梅根 徳次郎	〃 桑野 2106 番地

2 退任監事

氏名	住 所
齊藤 英俊	嘉麻市大隈 889 番地
縄田 榮藏	〃 馬見 615 番地 1
宮地 忠生	〃 宮吉 266 番地

3 就任理事

氏名	住所
実藤重徳	嘉麻市中益354番地
野見山輝久	〃 〃 155番地
武田重富	〃 大隈367番地
武田 凷	〃 〃 252番地
縄田 颯一	〃 馬見596番地
田中 義之	〃 椎木307番地1
瀧下 泰幸	〃 屏55番地4
岩下 敏行	〃 椎木100番地
縄田 忠實	〃 馬見581番地
鎌田 寅雄	〃 〃 157番地
糎井 英雄	〃 屏1456番地
大塚 國光	〃 宮吉166番地
樺 司	〃 桑野4246番地
大里 修二	〃 〃 3199番地
實岡 耕一	〃 宮吉127番地
大里 健次	〃 桑野3185番地
熊本 富美男	〃 上88番地
小路 太吉	〃 小野谷791番地
梅根 徳次郎	〃 桑野2106番地

4 就任監事

氏名	住所
齊藤 英俊	嘉麻市大隈889番地
縄田 榮藏	〃 馬見615番地1
宮地 忠生	〃 宮吉266番地

福岡県告示第978号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区

の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
筑後北部土地改良区 三池干拓土地改良区 八女土地改良区	平成24年5月18日

福岡県告示第979号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町片縄東1丁目621番1、621番6、621番7及び630番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区平尾5丁目7番15-403号
木村 東洋子

福岡県告示第980号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営安武地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成24年6月1日から 平成24年6月29日まで	久留米市役所

福岡県告示第981号

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	629.34
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	238.94
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	678.21
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	253.24
〃	干害防備保安林	うきは	うきは市	0.16
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	879.38
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	238.85
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1148.50
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	107.87
〃	干害防備保安林	嘉麻	嘉麻市	0.02
〃	〃	宮若	宮若市	0.20
〃	〃	飯塚	飯塚市	0.32
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	340.33
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	106.95
〃	水源かん養保安林	今川	〃	784.64
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	240.75
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	195.40

遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	290.86
-----	---	------------	----------	--------

福岡県告示第982号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 東門司2丁目(2)
- 2 区域の所在地 北九州市門司区東門司2丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市門司区東門司二丁目	1994番1	1号から3号まで及び9号
〃	1995番3	4号
〃	1990番11	5号
〃	1995番6	6号
〃	1992番2	7号
〃	1993番1	8号

福岡県告示第983号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 櫛毛
- 2 区域の所在地 田川郡川崎町大字川崎字櫛毛、字櫛毛屋敷、字馬小渕、字櫛毛上谷、字菰ヶ谷

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から19号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と19号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
田川郡川崎町大字川崎字馬小渕	937番1	1号
〃	938番	9号
〃	1021番	18号
田川郡川崎町大字川崎字櫛毛	980番3	2号
〃	948番	4号及び5号
〃	947番1	7号
〃	942番1	8号及び10号
〃	943番4	11号
〃	998番5	19号
田川郡川崎町大字川崎字菰ヶ谷	981番	3号及び6号
田川郡川崎町大字川崎字櫛毛上谷	951番6	12号
田川郡川崎町大字川崎字櫛毛屋敷	950番2	13号
〃	967番	14号
〃	996番3	17号
〃	980番2地先道路敷	15号
〃	986番4地先河川敷	16号

福岡県告示第984号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市泊字リュウサキ728番1、728番22及び745番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市泊858番地
大庭 雅文

福岡県告示第985号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字天山607番61
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市紫三丁目2番2-501号
宮崎 礼奈 宮崎 潤

福岡県告示第986号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町公園通り1丁目217番21、217番23及び2900番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市日の里九丁目4番地28
株式会社 吉田エステイト

代表取締役 吉田 美佐子

福岡県告示第987号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市字道正286、287-1の一部、298-1の一部、299の一部、300の一部、301の一部、302の一部、303-1の一部、304から306まで、308から310まで及び311-1並びに字福岡町5207の一部、5320の一部、5321の一部及び5331の一部

（福岡駅東土地区画整理事業保留地7街区1から97まで）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区高砂2丁目8-1

（仮称）福岡県福津市明日花7街区宅地開発事業代表幹事（全10社）セキスイハイム九州株式会社

代表取締役 薄羽 利行

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

行政情報通信ネットワーク用通信回線機器賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書（有償）の入手先
 - ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
 - イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 - ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
 - ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 - イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 - ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
この公告の日から平成24年6月20日（水）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (1) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。
 - (2) 当該期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

行政情報通信ネットワーク用通信回線機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札書による。

(3) 賃貸借期間

平成24年8月1日から平成31年7月31日まで

(4) 納入場所

福岡県警察本部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

平成24年7月11日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA
05	02	電気通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092-641-4141（内線2237）

（FAX） 092-622-6205

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成24年6月1日（金）から平成24年7月10日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成24年7月11日（水）午後5時45分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階北側入札室

(2) 日時

平成24年7月12日（木）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべて立ち会っており、そのすべてが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Article and Quantity

A lease contract for communication devices That are going to be used in an administration information communication network

(2) Time Limit of Tender

5 :45 PM on July 11 , 2012

- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office 7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8576, Japan
TEL 092 - 641 - 4141 (Ext.2237)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
情報システムアウトソーシング業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部システム管理課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
株式会社キューデンインフォコム

- (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
221,999,400円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称及び見込数量
サーバ等設置に係る賃貸借

標準ラック初期導入ラック数	2ラック
標準ラック年間使用ラック数	360ラック
高負荷ラック初期導入ラック数	0ラック
高負荷ラック年間使用ラック数	60ラック
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部システム管理課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

標準ラック初期導入経費 1ラック当たり 105,000円

標準ラック月額賃借料 1ラック当たり 144,900円

高負荷ラック初期導入経費 1ラック当たり 315,000円

高負荷ラック月額賃借料 1ラック当たり 333,900円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第217回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

平成24年6月7日 午後2時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎6階603A会議室

3 予定議案

前原都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

遠賀都市計画道路の変更（福岡県決定）について

大牟田市健老町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成24年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 特約業者の氏名又は名称

鶴丸興業株式会社

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県北九州市若松区本町1丁目5-11

3 特約業者の指定取消年月日

平成24年4月1日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第158号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成24年6月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成24年8月2日(木) 9:00～17:00(原則)	福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成24年8月2日(木) 9:00～17:00(原則)	福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県警察本部告示第37号

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年6月1日

福岡県警察本部長 菱川 雄治

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示
(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第1条 情報公開窓口設置規程(平成14年6月福岡県警察本部告示第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表若松警察署情報公開窓口の項中「大字藤木267番地13」を「くきのうみ中央1番1号」に改める。

(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第2条 個人情報保護窓口設置規程(平成18年3月福岡県警察本部告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表若松警察署個人情報保護窓口の項中「大字藤木267番地13」を「くきのうみ中央1番1号」に改める。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。